

平成30年版 回顧と展望

警備情勢を顧みて

特集「オウム真理教による一連の凶悪事件と最近の動向」



警察庁
焦点 第288号
平成31年3月発行

目次

はじめに	1
第1章 [特集] オウム真理教による一連の凶悪事件と最近の動向	2
● オウム真理教による一連の凶悪事件	2
● 地下鉄サリン事件後の動向	4
● 最近の動向と対策	6
第2章 サイバー攻撃情勢	8
● サイバー攻撃	8
第3章 国際テロ情勢	14
● 国際テロ	14
第4章 外事情勢	18
● 北朝鮮の対日有害活動	18
● 中国の対日有害活動	21
● ロシアの対日有害活動	23
● 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出	24
● 不法滞在者対策	25
第5章 公安情勢	26
● 右翼及び右派系市民グループ	26
● 極左暴力集団	29
● 日本共産党	32
● 大衆運動	34
第6章 警備実施	36
● 警察の集団警備力	36
● 警戒警備の強化	38
● 警衛・警護	40
● 自然災害への対処	42
第7章 大規模警備	44
● 2019年の大規模行事に向けた警察の取組	44

【掲載写真】

上段左：インドネシア・スラバヤにおける教会連続自爆テロ事件
 上段中：平成30年7月警視庁に発生した元朝大衆運動
 上段右：東京警備隊を結成する元朝大衆運動
 中段左：オウム真理教の公本死因調査（AP/アフロ）
 中段中：平成30年7月警視庁に発生した元朝大衆運動
 中段右：平成30年7月警視庁に発生した元朝大衆運動
 下段左：ビクトロコインのイメージ（時事通信フォト）
 下段右：原子的力関連施設の写真（都井）

【ページ「はじめに」写真】

上段左：日本警察協会（毎日新聞社/アフロ）
 上段中：オウム真理教のブーゲン大衆運動（ロイター＝共同）
 上段右：北京の人民大会堂で開演した中国全人代（共同通信社）
 下段左：平成30年北極圏探検隊の乗組員（毎日新聞社/アフロ）
 下段中：オウム真理教の公本死因調査（AP/アフロ）
 下段右：御風直伝活動を行う石翼（東京）

はじめに

オウム真理教は、かつて、宗教法人を隠れ蓑にしながら武装化を図り、松本サリン事件、地下鉄サリン事件等数々の凶悪事件を引き起こしました。一連の事件後、警察の取締りのほか、宗教法人法に基づく解散命令等で打撃を受けたものの、依然として松本の隠れた教義を存立の基盤として活動を継続しています。

現在、教団は、青年層を中心に教団名を伏せた勧誘等で信者を獲得し、説法会の参加費や布施の徴収等で資産を増やしています。平成30年7月、松本ら13人に対し死刑が執行されましたが、その後もこれまでと変わりなく、主流派は、松本への絶対的帰依を強調して活動し、一方の上祐派は、松本からの脱却を強調し松本の影響力がないかのように装って組織の維持を図っています。

ここでは、教団による凶悪事件を振り返り、最近の動向と警察の取組を紹介します。



はじめに

平成30年7月、オウム真理教祖の麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）をはじめ、死刑が確定していた計13人の刑が執行されました。7年に発生した地下鉄サリン事件とその後の捜査から23年が経過していますが、警察では、平穏な生活を守り公共の安全を確保するととの立場から、違法行為については厳正に対処するとともに、同種テロ事件の未然防止に当たっています。

平成30年中の国際テロ情勢に目を向けると、同年5月にはフランス・パリで刃物使用襲撃事件が、インドネシア・スラバヤでは教会連続自爆テロ事件が発生するなど、ISIL^(注)等の過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が発生しました。

国内においては、右翼が領土問題、歴史認識問題等を捉え、活発な街頭宣伝活動等に取り組みほか、朝鮮総連中央本部の正門門扉に拳銃で発砲したとして右翼活動家ら2人が逮捕されました。極左暴力集団は、反戦・反基地運動等の取組を通じて組織の維持・拡大を図っており、今後とも情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがあります。

また、同年6月から10月にかけては、大規模地震や豪雨、相次ぐ台風の影響により、各地で死傷者を伴う被害が発生し、特に平成30年7月豪雨では死者221人、平成30年北海道胆振東部地震では死者41人という被害をもたらしました。

サイバー攻撃情勢については、平昌冬季オリンピック競技大会において、オリンピックを標的としたサイバー攻撃が確認されているほか、リオ大会でも広範な対象への攻撃が確認されており、2020年東京オリンピック・パラスリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）に際してもその発生が懸念されています。

警察では、こうした治安情勢に的確に対応し、テロ等重大事案を未然に防止して公安の維持を図るため、違法行為の取締り、関連情報の収集・分析等に継続して取り組んでいますが、今後開催される天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典や第14回金融・世界経済に関する首脳会合（以下「G20大阪サミット」という。）及び関係閣僚会合、東京大会等の諸行事も見据えて、今後とも各種対策を総力を挙げて推進してまいります。

(注)：Islamic State of Iraq and the Levantの略称

※ 掲載内容は、特に記載のある場合を除いて、平成30年12月31日現在のものです。

※ 「焦点」は、警察庁ウェブサイトに掲載しています。(https://www.npa.go.jp/bureau/security/publications/index.html)

オウム真理教による一連の凶悪事件

■ 教団の武装化

教団は、様々な既存宗教の考え方を部分的に取り入れながら、松本独自の解釈を加えて教義を確立してきました。その中には、教団の利益に合致すれば、殺人さえも教団の救済活動として許されるという極めて反社会的なものもあります。この教義が教団の武装化に大きな影響を及ぼしました。

教団は、理想郷の建設を目指す「日本シヤンバラ化計画」を実現するためには、松本が統治する祭政一致の専制国家体制を樹立する必要があるとして、平成2年2月の衆議院議員総選挙に際し、政治団体「真理党」を結成して松本及び信者らが立候補しましたが、全員落選しました。また、教団施設建設のため、熊本県阿蘇郡波野村（当時）へ進出しましたが、地元住民による反対運動に遭い、同年10月には国土利用計画法違反等により施設への強制捜査を受け、信者が逮捕されました。

教団は、これらを国家権力による弾圧と捉え、教団の存続と勢力拡大のためには、国家権力を打倒する必要があるとして、自動小銃、化学兵器等の開発とこれらの量産を計画するなど、急速に武装化を進めていきました。

このように教団が武装化を推進できた要因としては、

- 殺人さえも善業とみなす反社会的な教義に基づいた活動をしていたこと。
- 絶対的権威である松本を頂点とした上意下達の組織が形成されていたこと。
- 現世における一切の関わりを絶つという徹底した閉鎖性を有していたこと。
- 武装化を可能とする人的・財政的基盤を有していたこと。

が挙げられます。



教団施設内から発見された自動小銃（時事）

第1章【特集】オウム真理教による一連の凶悪事件と最近の動向

■ 教団による凶悪事件

教団では、かつて、教団からの脱会を表明した信者や教団施設から信者を連れ出そうとした元信者をリンチにより殺害したり、信者に薬物を投与し、イニエーションと称する宗教的儀式を実施したりするなどして、信者の獲得や脱会防止、信者の結束を図っていました。

また、活動資金を得るため、多額の財産を有している在家信者等を強引に出家させ、その財産を教団に寄附させていました。こうした中で公証役場事務長逮捕・監禁致死事件をはじめとする数々の逮捕・監禁事件、営利略取事件等を引き起こしました。

これと並行して、教団は、教団活動に対する障害を取り除こうとして、対立していた弁護士等を殺害し、また、武装化した上、警察の捜査活動に打撃を与えることを企図して、有毒ガスにより多数の人を無差別に殺傷する事件を引き起こすなど、社会に対する攻撃活動を展開しました。

■ 地下鉄サリン事件

教団は、平成7年2月28日、公証役場事務長を逮捕・監禁して死亡させた事件を引き起こしました。この事件は犯行直後に発覚し、警察が捜査を開始する中、同事件が教団による犯行であるとの報道もなされ、松本は、大規模な強制捜査が実施されるとの危機感を抱きました。

このため、教団は、捜査をかく乱させる目的で、松本サリン事件で効果を実証済みであったサリンを、警視庁等の官庁が付近に集中する霞ヶ関駅を通る地下鉄車両内で散布することを計画しました。そして、同年3月20日午前8時頃、教団信者5人が、現東京メトロ千代田線、日比谷線及び丸ノ内線の3路線を走る計5本の列車内で、サリンの入ったナイロン袋を傘で突き破り、サリンを発散させ「地下鉄サリン事件」を引き起こしました。

この事件により、13人が死亡、5,800人以上が傷害を負うなど、大きな被害が発生しました。地下鉄サリン事件は、化学兵器用のサリンを使用した世界にも類をみない残虐な無差別テロとして、国内外に大きな衝撃を与えました。

教団による主な凶悪事件

時期	事件概要
平成6年11月	富士宮市における信者リンチ殺人事件(殺人)
平成6年12月	井原市一乗寺事件(殺人)
平成6年11月4日	教団によるお布施の強制や協会信者の拉致等を断続し追及していた井原士と、その妻、子の3人の首を絞めるなどして殺害した事件
平成6年11月	元信者リンチ殺人事件(殺人・死体損壊)
9月	サリン使用井原士殺人未遂事件(殺人未遂)
9月	松本サリン事件(殺人・殺人未遂)
平成6年6月27日	教団が脅威となった民事訴訟を担当する裁判官が居住する東野原松本市内の団舎近くで、加藤式が襲撃によりサリンを投擲させ、付近住民に吸引させるなどした事件(死者8人、負傷者約140人)
7月	第2サテライトにおける信者リンチ殺人事件(殺人・死体損壊)
23日	VX使用殺人未遂事件(殺人未遂)
	VX使用殺人事件(殺人)
平成7年11月	VX使用殺人未遂事件(殺人未遂)
2月	公証役場事務長逮捕・監禁致死事件(逮捕)
	(逮捕・監禁致死・死体損壊)
3月	地下鉄サリン事件(殺人・殺人未遂)

第1章【特集】オウム真理教による一連の凶悪事件と最近の動向

地下鉄サリン事件後の動向

■ 教団に対する取締りと解散命令、破産宣告等

警察は、地下鉄サリン事件以降、平成7年3月に、主要拠点であった山梨県西八代郡上九一色村(現富士河口湖町)の教団施設等に対する一斉捜査を実施したのを皮切りに、全国警察を挙げて教団による一連の事件の捜査を徹底しました。その結果、同年5月に松本を逮捕したほか、8年末までに400人以上の教団信者を逮捕しました。

教団は、こうした徹底した取締りのほか、7年から8年にかけての宗教法人法に基づく解散命令や破産法に基づく破産宣告により、大きな打撃を受けました。一方、公安調査庁が破壊活動防止法に基づく解散指定の請求を行い、公安審査委員会の審査が行われましたが、9年1月に請求は棄却されました。



上九一色村の教団施設の捜索に入る捜査員(時事)

■ 教団の再建と団体規制法の適用

教団は、破壊活動防止法の手続の進行中は活動を控えていましたが、その棄却後は、世論の動向を見極めつつ再び活動を活発化させ、複数の幹部と松本の子女を中心とする集団指導体制の下、コンピュータ関連企業による資金獲得活動等により、組織の再建を図りました。また、平成11年頃には、繁華街で街頭パフォーマンスを繰り広げるなどし、復活をアピールしました。

このような動きに対し、進出先の地域住民が活発な進出阻止運動を展開し、教団に対する批判の気運や警戒感が社会全体に広がりました。そのため、教団は11年9月、オウム真理教の名称使用を停止すること、対外的な宗教活動を全面的に休止することに柱とする「休眠宣言」を行い、批判をかわそうとしました。

こうした中、同年12月には、教団に対する厳しい批判を背景に、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(以下「団体規制法」という。)^(注)が成立しました。公安審査委員会では、12年1月、同法に基づき、教団を3年間、公安調査庁長官の観察に付する処分の決定を行い、同年2月、処分が発効しました。



11年当時 住民による抗議デモ(時事)

(注):公安審査委員会は、30年1月22日、同法に基づき、教団に対する観察処分(3年間)を3年間(33年(2021年)1月末まで)更新する決定(6回目)を行った。

第1章【特集】オウム真理教による一連の凶悪事件と最近の動向

■ 団体規制法成立後の動向と内部分裂

教団は、団体規制法の成立後、上祐史浩を実質的なトップとし、平成12年1月、名称を「宗教団体・アレフ」^(注)と変更し、松本の位置付けを「種々の対象・霊的存在」としたほか、事件の被害者への補償に合意するなど、松本の影響力の払しょくを装いながら、これまでの教団とは異なる存在であることを強調し、教団の存続を目指すための対策を進めました。

上祐は14年1月には、正式に代表に就任した旨表明しましたが、観察処分の期間更新が決定された15年頃から、教団の運営方針をめぐり、松本への絶対的帰依を強調したい派閥（主流派）と、松本の影響力の払しょくを装いたい上祐代表を支持する派閥（上祐派）との間で意見対立が生じました。こうした意見対立は、次第に深まって顕在化し、18年7月から、施設の権み分けや会計の分離が行われました。そして、19年3月、上祐及びこれを支持する複数の信者が教団を脱会して新たな団体を設立する旨表明し、同年5月には、新たに「ひかりの輪」を設立して、教団は主流派と上祐派に内部分裂しました。

■ 内部分裂後の動向

内部分裂後、主流派は、平成20年5月に綱領、規約等を改正し、名称を「Aleph(アレフ)」に改めるとともに、松本の写真や教材の使用を制限する規定を削除するなど、原点復帰を強めました。同派は、松本を「尊師」と尊称し、同人の「生誕祭」を開催しているほか、松本の写真や拠点施設の祭壇に飾るなど、**松本への絶対的帰依を強調して活動**しています。

このようなか、同派では、25年10月頃から、松本の妻が二男の教団復帰を画策したことに対して、三女が全国の幹部信者に復帰反対を訴えたことに端を発し、内部分立が生じました。同派では、対立の進展に伴って、二男の教団復帰を支持する最高幹部を中心とする執行部により処分を受けるなどした信者の一部が、「Aleph(アレフ)」とは一定の距離を置いた活動を始めました。

一方、**上祐派は**、ウェブサイトに過去の反省・総括を掲載したり、各種メディアを通じ、松本からの脱却を強調したりして、**松本の影響力がないかのように装って活動**するようになり、現在も「開かれた教団」や組織の刷新をアピールして観察処分の適用回避に取り組み、組織の維持を図っています。



主流派施設内の状況

第1章【特集】オウム真理教による一連の凶悪事件と最近の動向

■ 最近の動向と対策

■ 死刑の執行とそれをめぐる動向

教団による一連の事件では、地下鉄サリン事件等13事件の首謀者として平成18年9月に死刑が確定した松本をはじめ、13人の死刑が確定していましたが、30年7月6日及び26日、13人全員の死刑が執行されました。

教団は、その4か月前の30年3月、主流派が「麻原尊師らの死刑執行を強行しようとしているのでしようか。もしそうであるならば、取り返しのつかない重大な禍根となるでしょう」というコメントを發し、死刑の執行に強い懸念を表明していました。

死刑の執行後、主流派は、信者の動揺を抑えるため、松本が依然として絶対的な存在であることを強調するとともに、引き継ぎ、同人の説いた教義に沿った運営を続けているものとみられます。これまでのところ、教祖の地位が別の人物に継承される動向は認められず、指導体制に大きな変化はみられません。

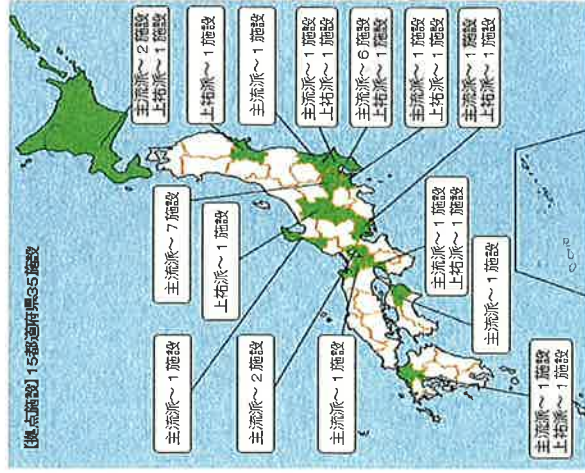
一方、上祐派は、事件後20数年ないし30年が経過した今もお完済されない被害補償や凶悪事件の再発防止に一層取り組むことを強調しつつ、松本の影響から脱した危険性のない団体であるとのアピールに努めています。

■ 組織の現状

現在、教団は**15都道府県に35か所の拠点施設**を有し、信者数は、合計で**約1,650人（出家約300人、在家約1,350人）**とみられます。

教団は、在家信者を対象とした説法会や「集中セミナー」等の行事を実施して参加費や布施を徴収することで多額の資金を集め、資産を増加させています。

近年、主流派は教団名を隠して勧誘を行うことで新たな信者を獲得しています。上祐派は、拠点施設で開催する上祐代表の説法会や各地の神社仏閣等を訪問する「聖地修行」等の行事への参加をウェブサイトで呼び掛けて、信者獲得を図っています。これにより、信者数は横ばいで推移しています。



オウム真理教の拠点施設

(注)その後、15年2月には、更に名称を「アレフ」と変更した。

第1章【特集】オウム真理教による一連の凶悪事件と最近の動向

■ 教団による組織的違法行為の取締り

警察では、凶悪事件を再び起こさせないため、教団の実態解明に努めるとともに、厳正な取締りを推進しています。

平成30年中は、教団名を隠して勧誘活動を行い、入会契約時に契約書等の必要書面を交付しなかった**主流派出家信者を特定取引に関する法律違反で検挙**しました(1月、北海道)。また、教団の施設として使用する目的を告げずにマンションを借りた**主流派出家信者を詐欺で検挙**しました(2月、京都)。こうした捜査を通じ、教団が教団名を伏せて信者の勧誘や施設の確保を行っている実態が明らかとなっています。

【事例】主流派「Aleph(アレフ)」による勧誘活動の例

導 入 ○ 家族や知人への働きかけ、路上や書店における声掛け、SNSでの呼び掛け等により、教団による一連の事件を知らない青年層を中心に接近する

人間関係の構築 ○ 連絡先を交換してカフェでのお茶会等に誘い、教団名を伏せた仏教の勉強会やヨーガ教室に参加させ人間関係の構築を図る
○ サクラの信者1、2人が勉強会やヨーガ教室に参加して悩み事を聞くなどし、一般参加者であるように装って被勧誘者の抵抗感を取り除く

入 信 ○ 教団名を徹底して伏せた上、一連の事件は国家ぐるみのみ陰謀と説明するなどして、教団に対するイメージを変化させていき、抵抗感がなくなってきたことを確認した段階で初めて教団名を告知して入信させる



■ 地域の動向と警察の対応

教団施設が所在する地域の中には、教団の活動に対する不安が強く、教団の進出に反対する住民が対策組織を結成しているところも見られます。

警察では、地域住民の平穏な生活を守るため、住民や地方公共団体の要望を踏まえながら、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を行っています。また、教団による一連の凶悪事件に対する記憶の風化を防止するため、教団の現状や教団の組織的違法行為の検挙事例、警察による警戒活動の状況等の情報を発信しています。

第2章 サイバー攻撃情勢

サイバー攻撃

情 勢

近年、国内外において政府機関等に対する**サイバー攻撃**が継続しています。重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させてしまう**サイバートロ**や**情報通信技術を用いた諜報活動**である**サイバーインテリジェンス(サイバースパイク)**の脅威は、国の治安、安全保障及び危機管理に影響を及ぼしかねない問題となっています。

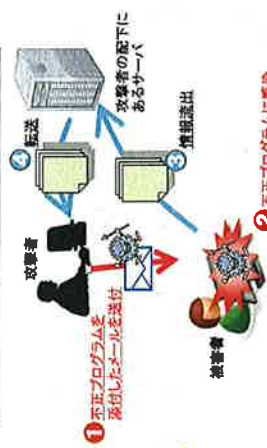
サイバー攻撃には、①**攻撃の実行者の特定が難しい**、②**攻撃の被害が潜在化する傾向がある**、③**国境を容易に越えて実行可能である**といった特徴があり、我が国においても、サイバースペースの脅威に対する対処能力の強化が求められています。

サイバー攻撃の手法としては、攻撃対象のコンピュータに複数のコンピュータから一斉に大量のデータを送信して負荷を掛けるなどして、そのコンピュータによるサービスの提供を不可能にする**DDoS攻撃**や、セキュリティ上のぜい弱性を悪用してコンピュータに不正に侵入し、又は不正プログラムに感染させることなどにより、管理者や利用者の意図しない動作をコンピュータに命令する手法等があります。不正プログラムに感染させる手法として、業務に関連した正当な電子メール(標的型メール)を送信し、受信者のコンピュータを不正プログラムを添付した電子メール(標的型メール)を送信し、受信者のコンピュータを不正プログラムに感染させる**標的型メール攻撃**があり、我が国においても多数発生しています。

DDoS攻撃



標的型メール攻撃



サイバー攻撃の手法

(注) : Distributed Denial of Service の略。DoS 攻撃の一形態 (DoS 攻撃については11頁を参照)。

第2章 サイバー攻撃情勢

■ 国際情勢

(1) 北朝鮮

北朝鮮は、政治目標の達成を支援するため、様々な形でサイバー攻撃を敢行していると考えられます。特に最近では、外貨獲得を目的とした金融機関に対するサイバー攻撃を頻繁に敢行していると考えられています。

【事例】大規模ランサムウェア感染事案等についての北朝鮮の関与

平成30年9月、米国は、26年に発生した米国ソニー・ピクチャーズ・エンターテインメントに対するサイバー攻撃事案や29年に発生した「WannaCry」等と呼ばれるランサムウェアの感染事案等に関与したとして、北朝鮮のハッカーを訴追したと発表しました。また、同訴追を受け、米国財務省は、同人及び関係したとされる北朝鮮企業に対する制裁を発表しました。

(2) 中国

中国には、サイバー攻撃を敢行する様々な攻撃主体が存在し、その一部には人民解放軍等の関与が指摘されています。これらの攻撃主体は、軍事関連企業、先端技術保有企業等の情報窃取を目的として、サイバー攻撃を敢行してきたとみられています。

【事例】米海軍の請負業者に対するサイバー攻撃

平成30年6月、中国政府が関与するハッカー集団が米海軍の請負業者にサイバー攻撃を行い、軍事情報を窃取したと報道されました。盗まれた情報の中には、米軍が2020年までに配備予定の超音速対艦ミサイルに関する極秘情報が含まれているとみられています。

(3) ロシア

ロシアは、軍事的及び政治的目的の達成に向けて影響力を行使するためにサイバー攻撃を敢行しており、重要インフラ事業者に被害を与えるサイバー攻撃や、他国の国政選挙に影響を及ぼすためにサイバー攻撃を敢行してきたとみられています。

【事例】米国における選挙に関するサイバー攻撃等

平成30年中、米国は、サイバー攻撃等により、28年の米国大統領選挙への介入に関与したとして、ロシア国籍の個人やロシア関連の企業を複数回にわたって起訴するなどしました。また、30年8月には、ロシア政府とつながりのあるハッカーが、同年11月の米国中間選挙への干渉の一環として、米国の保守系政策研究機関のウェブサイトに対して攻撃を仕掛けていたと報道されました。



起訴に関する米国司法副長官の記者会見
(EPA＝撮影)

第2章 サイバー攻撃情勢

■ 体制

サイバー攻撃事案が発生した場合、警察は、どのような攻撃が行われたのかを明らかにし、被害を最小限にとどめ、被害者を追跡するとともに、国民の平穏な社会生活を取り戻さなければなりません。そのために、被害状況の早期把握、証拠資料の保全、被害拡大の防止、再発防止及び事件捜査を柱とした対応をとっています。

このため、警察では、警察庁や都道府県警察にサイバー攻撃対策を担当する組織を設置しており、サイバー攻撃の実態解明や被害の未然防止等の総合的なサイバー攻撃対策を推進しています。

(1) 警察庁

警察庁には、**サイバー攻撃対策室**を設置しており、都道府県警察が行う捜査に対する指導・調整、官民連携や外国治安情報機関との情報交換に当たっています。また、サイバー攻撃対策室長を長とする**サイバー攻撃分析センター**を設置し、サイバー攻撃に係る情報の集約・分析機能を強化しています。

さらに、サイバー空間の脅威への対処は、警察のいずれの部門にとっても大きな課題となっており、統一的な戦略の下で警察全体の対処能力を強化する必要があることから、警察庁では、サイバーセキュリティ対策全般の司令塔としての機能を強化するため、サイバーセキュリティの確保に向けた各種取組の総括・調整を行う審議官が、サイバーセキュリティ戦略の策定、部門横断的な捜査支援・技術支援の調整など各種取組を推進しています。

(2) 都道府県警察

都道府県警察には、警備部門、生活安全部門及び情報通信部門の職員により構成されるサイバー攻撃対策プロジェクトを設置しており、組織が一体となって対策を推進しています。

また、政府機関、重要インフラ事業者、先端技術を有する事業者等が多く所在する14都道府県警察^(注1)には、**サイバー攻撃特別捜査隊**を設置しています。サイバー攻撃特別捜査隊は、サイバー攻撃捜査に関する専門的な知識、技能及び経験を生かし、設置された都道府県だけでなく、他県警察に対する支援を行うことにより、全国で発生し得るサイバー攻撃事案に対する対処能力の向上を図っているほか、情報収集活動の推進や民間事業者等との協力関係の確立において中核的な役割を果たしています。

(3) サイバーフォース

警察では、サイバー攻撃対策の技術的基盤として、警察庁及び地方機関^(注2)に、**サイバーフォース**と呼ばれる技術部隊を設置しており、都道府県警察に対する技術支援を実施しています。

(注1): 北海道、宮城、警視庁、茨城、埼玉、千葉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川及び福岡
(注2): 警区警察高情報通信部、東京警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部

第2章 サイバー攻撃情勢

また、警察庁のサイバーフォースセンターは、全国のサイバーフォースの司令塔の役割を担っており、サイバー攻撃発生時には技術的な被害状況の把握、被害拡大の防止、証拠保全等を行う拠点として機能するほか、24時間体制でのサイバー攻撃の予兆・実態把握、標的型メールに添付された不正プログラム等の分析、全国のサイバーフォースに対する指示等を行っている。

サイバーフォースセンターでは、インターネットとの接続点に設置したセンサーにおいて検知したアクセス情報等を集約・分析することで、DoxS攻撃^(注)の発生や不正プログラムに感染したコンピュータの動向等の把握を可能とするリアルタイム検知ネットワークシステムを24時間体制で運用しています。このシステムにより分析した結果をインターネット観測結果として重要インフラ事業者等への情報提供に活用するほか、警察庁ウェブサイトで「@police」(次頁を参照)で広く一般に公開しています。



サイバーフォースセンター

サイバー攻撃対策室／サイバーフォースセンター



サイバー攻撃対策の推進体制

(注)：Denial of Service の略。特定のコンピュータに対し、大量のアクセスを繰り返して行い、コンピュータのサービス提供を不可能にするサイバー攻撃。

第2章 サイバー攻撃情勢

■ サイバー攻撃の実態解明

警察では、違法行為に対する捜査を推進するとともに、サイバー攻撃を受けたコンピュータやサイバー攻撃に使用された不正プログラムを解析し、その結果や犯罪捜査の過程で得た情報等を総合的に分析するなどして、攻撃者及び手口に関する実態解明を進めています。

また、各国治安情報機関との情報交換を行うとともに、国際刑事警察機構（ICPO）を通じるなどして、外国捜査機関との間で国際捜査協力を積極的に推進しています。

さらに、サイバー攻撃に使用された不正プログラムの解析等を通じて把握した国内の攻撃インフラの機能停止を促進しています。

○ インターネット利用者への情報提供

警察庁では、警察庁ウェブサイトで「@police」(https://www.npa.go.jp/cyberpolice/) で、各種プログラムのぜい弱性や不正プログラムに関する情報等を公開しているほか、インターネット観測結果等のセキュリティ対策の向上に資する情報を提供しています。



■ 官民連携の推進

(1) 重要インフラ事業者等との連携

警察では、サイバー攻撃の標的となるおそれのある重要インフラ事業者等との間で構成するサイバーテロ対策協議会を全ての都道府県に設置し、サイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間の有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有を行っているほか、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等を行っています。

【事例】東京大会に関係する共同対処訓練

平成30年10月、東京大会の開催期間中に、大会の基幹システム、大会関係施設の設備、電力や鉄道の重要インフラに係る基幹システムに対するサイバー攻撃、各事業者に対する標的型メール攻撃やWebサイトへの攻撃等が発生する事態を想定した共同対処訓練を実施しました。



第2章 サイバー攻撃情勢

(2) 先端技術を有する事業者等との連携

警察では、情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する全国約7,800(平成30年7月1日現在)の事業者等との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行うサイバーインテリジェンス情報共有ネットワークを構築しており、このネットワークを通じて事業者等から提供された情報を集約するとともに、これらの事業者等から提供された情報及びその他の情報を総合的に分析し、事業者等に対し、分析結果に基づく注意喚起を行っています。

(3) ウイルス対策ソフト提供事業者等との連携

警察では、ウイルス対策ソフト提供事業者等との間で、不正プログラム対策協議会を設置しており、不正プログラム対策に係る情報共有を行っています。

(4) セキュリティ関連事業者との連携

警察では、セキュリティ監視サービス又はセキュリティ事業に対処するサービスを適用する事業者との間で、サイバーインテリジェンス対策のための不正通信防止協議会を設置しており、我が国の事業者等が不正な接続先への通信を行うことを防止するよう努めています。

(5) 高度な研究開発を行う大学との連携

近年、高度な研究開発を行う大学に対するサイバー攻撃が発生していることから、警察では、当該サイバー攻撃に関する情報収集・分析を強化するとともに、大学と連携し、サイバー攻撃をめぐる最新の情勢や被害防止対策等に関する情報共有、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等を実施することなどにより、高度な研究開発を行う大学に対するサイバー攻撃への対処能力の強化を図っています。



サイバー攻撃対策に係る官民連携

第3章 国際テロ情勢

国際テロ

情勢

ISILは、平成26年にカリブ制国家の樹立を宣言した後、イラク及びシリアにおいて勢力を増大させましたが、29年中、諸外国の支援を受けたイラク軍やシリア軍等の攻撃により、両国における支配地域の大部分を失いました。しかし、ISILは、イラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、「対ISIL有志連合」参加国、ロシア、イラン等に対してテロを実行し、その際に爆弾や銃器が入手できない場合にはナイフ、車両等を用いるよう呼び掛けています。30年中も、5月のインドネシア・ス



インドネシア・スラバヤにおける
教会連続自爆テロ事件 (AFP/アフロ)

ラバヤにおける教会連続自爆テロ事件をはじめ、ISIL等の過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が発生しました。ISILは、インターネットを活用してこうしたテロ事件を称賛するとともに、効果的な作戦として推奨するなとして、更なるテロの実行を呼び掛けました。

ISILに参加するためイラク及びシリアに外国人戦闘員 (F T F)^(注1)が渡航する流れはほぼ停止しましたが、母国又は第三国に所在し、又は渡航する外国人戦闘員が、今後、テロを行うことが懸念されます。イラク又はシリアからアフガニスタンに移動する外国人戦闘員の数が増えたとされており、こうした懸念を裏打ちしています。

一方、AQ^(注2)は、指導者のアイマン・アル・ザワヒリが一貫して反米テロ等と呼びかけているほか、AQ創設時の指導者オサマ・ビンラディンの息子とされるハマザ・ビンラディンが、インターネットを通じて、世界中のイスラム教徒に向けてテロの実行を呼び掛けています。また、中東、アフリカ、南アジア等において活動するAQ関連組織は、現地政府・治安機関等を狙ったテロを行っているほか、オンライン機関誌等を通じて欧米諸国におけるテロの実行を呼び掛けるなど、AQ及びその関連組織は、依然として自らがイスラム過激派を主導する勢力であることを示しており、大きな脅威といえます。



AQ関連組織がインターネット上に
配信したオンライン機関誌
「INSPIRE (インスパイア)」

(注1) : Foreign Terrorist Fightersの略
(注2) : Al-Qaeda(アル・カーイダ)の略

■ 官民一体となったテロ対策

テロ対策は、警察による取組のみでは十分ではなく、関係機関、民間事業者、地域住民等と緊密に連携して推進することが望まれます。このため、警察では、テロ対策に関する様々な官民連携の枠組みに参画しています。

また、不特定多数の者が集まる施設、イベント等において、制服を着用した警察官による巡回の実施やパトカーの活動等により、「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者等に対して職員や警備員による自主警備を強化するよう働き掛けるなどして、テロへの警戒を強化しています。

さらに、テロリストが武器を入手できないようにするための取組も官民の連携により推進されており、警察では、銃砲刀剣類や火薬類を取り扱う個人や事業者に対し、銃刀法や火薬類取締法に基づく規制や指導を行っているほか、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対し、関係省庁と協力して、販売時の本人確認を徹底するよう指導したり、不審な購入者への対応要領を教示したりしています。

このほか、旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション等の事業者を営む者に加え、住宅宿泊事業法が平成30年6月に施行されたことを受け、住宅宿泊事業者等に対しても顧客に対する本人確認の徹底等の働き掛けを行い、テロリストによる悪用の防止を図っています。

日本赤軍

日本赤軍は、平成13年4月、最高幹部・重信房子が日本赤軍の「解散」を宣言し、後に組織も「解散」を表明しました。しかし、過去に引き起こした数々のテロ事件をいまだに称賛していること、現在も7人の構成員が逃亡中であることから、「解散」はテロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、テロ組織としての危険性がなくなったとみることはできません。警察では、国内外の関係機関と連携を強化し、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進しています。

「よど号」グループ

昭和45年3月31日、故田宮高麗ら9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入りました。現在、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人が北朝鮮にとどまっていますとみられており（ハイジャックに関与した被疑者1人及びその妻1人は死亡したとされていますが、真偽は確認できていません）、このうち3人に対し、日本人を拉致した容疑で逮捕状が発せられています。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して北朝鮮に対して身柄の引渡し要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めています。



国際手配中の日本赤軍メンバー



国際手配中の「よど号」グループ

北朝鮮の対日有害活動

情勢

平成29年まで核実験やミサイル発射を繰り返していた北朝鮮は、建国70周年に当たたる30年に入り、一転して「対話・平和攻勢」に転じました。

金正恩朝鮮労働党委員長は、「新年の辞」で、「国家核武力完成」を前年の成果として誇った上で、米国をけん制しつつ南北関係の改善を図る方針を示し、30年2月の平昌冬季オリンピック競技大会に代表団を派遣する用意があることを明らかにしました。韓国の文在寅大統領は、即座にこれに応じ、代表団の派遣が実現しました。そしてその後、南北は首脳会談の開催で合意しました。

また、米国のトランプ大統領は、金正恩委員長との会談に応じる用意があることを明らかにしました。こうした中、金正恩委員長は、同年3月、中国を訪問し、習近平総書記と初め

ての首脳会談を行いました。米朝首脳会談の可能性が浮上する中、中国の後ろ盾を得るため、関係の改善に急ぎ動き出したとみられます。

3回目、11年ぶりとなる南北首脳会談を板門店で行い、「板門店宣言」を採択し、「完全な非核化を通して核のない朝鮮半島を実現する」ことを共通の目標として確認しました。

両首脳は、同年9月にも平壤で首脳会談を行い、「和解と団結の雰囲気を高潮させ、我が民族の気概を内外に誇示する」ことなどを盛り込んだ「9月平壤共同宣言」を採択しました。

一方、米朝は、同年6月、紆余曲折を経てシンガポールにおいて史上初の首脳会談を開催し、新たな米朝関係を樹立していくことや、北朝鮮が朝鮮半島の完全な非核化に向けて努力することなどを盛り込んだ共同声明を採択しました。しかし、その後の米朝協議は、双方の立場や認識の違いから、こう着状態に陥っているとみられます。同年9月には、北朝鮮の李容浩外相が国連総会において、「北朝鮮の非核化に向けた取組に、米国が相応の措置を執っていない」などと不満を表明しました。

こうした中、同年10月には、中国、ロシア及び北朝鮮の外務次官が会談し、対北朝鮮制裁の緩和が必要との認識で一致しました。韓国も、北朝鮮の非核化に向けた措置に応じて制裁を緩和する必要があることを各国に訴えつつ、南北協力事業を拡大しています。



9月に行われた南北首脳会談 (AFP=時事)



6月に行われた米朝首脳会談 (朝鮮通信=時事)

対日諸工作

朝鮮総連は、平成30年5月、第24回全体大会を開催し、金正恩委員長の指示を貫徹するべく、組織強化を進める方針を決定しました。また、朝鮮総連は、朝鮮半島をめぐる情勢を受け、北朝鮮の立場を正当化する宣伝活動を積極的に展開しているほか、民団（在日大韓民国民団）に対して民族団結を呼び掛けています。

朝鮮総連は、今後も、「在日同胞のための総連」を掲げ、朝鮮学校への高校授業料無償化制度の適用や補助金支給をめぐる問題等について、抗議・けん制活動や各種宣伝活動、要請活動を展開するとみられるほか、北朝鮮からの指示を受けた積極的な工作活動や民団への働き掛けを行っていくものとみられます。

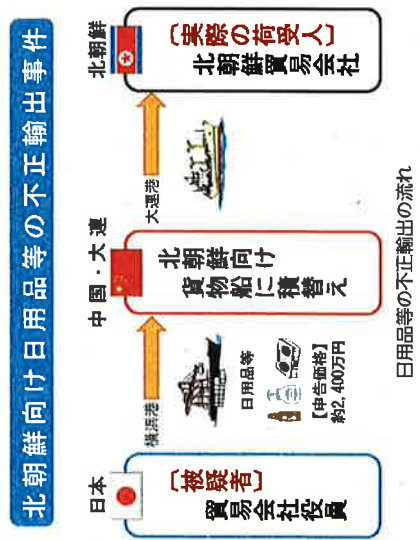
北朝鮮による諜報活動も依然として行われており、28年2月、警視庁は、戦後53件目となる北朝鮮関係諜報事件を検挙しました。本事件では、被疑者が、韓国における協力者と連携するなどしながら、韓国の政界に関する情報を収集するなど、様々な活動を行っていたことが明らかとなっています。

対北朝鮮措置

我が国は、拉致、核、ミサイル問題に関する前向きで具体的な行動を北朝鮮から引き出したため、全ての品目について北朝鮮との間の輸出入禁止等の独自の措置（対北朝鮮措置）を講じています。警察では、同措置の実効性を確保するため、平成18年以降、これまでに38件の不正輸出入事件を検挙しています。30年中には、

○ 日用品等を中国・大連を経由させて北朝鮮向けに不正輸出した外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）違反事件を検挙しました。

北朝鮮向け不正輸出事件については、2か所を経由させる二重迂回の手口が用いられるなど、年々悪質化・巧妙化していることから、警察では、引き続き、関係機関と緊密に連携を図り、取締りを強化していくこととしています。



北朝鮮による拉致容疑事案

北朝鮮は、平成14年9月、平壤で行われた日朝首脳会談において、最年否定していた日本人の拉致を初め認め、謝罪し、同年10月には5人の拉致被害者の24年ぶりの帰国が実現しました。しかし、残りの安否不明の方々については、16年5月の第2回日朝首脳会談において、北朝鮮側から、直ちに真相究明のための徹底した調査を再開する旨の明言があったにもかかわらず、いまだ北朝鮮当局から納得のいく説明はありません。

26年5月にスウェーデン・ストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を表明しました。これを受けて、同年7月に行われた日朝政府間協議後、北朝鮮は、特別調査委員会を立ち上げて調査を開始しましたが、北朝鮮側から調査結果の報告はなされず、拉致被害者の帰国は実現していません。

警察では、これまでに日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、北朝鮮工作員等拉致に関与したとして8件に係る11人の逮捕状の発付を得て国際手配を行っており、更なる実行犯の特定及び指揮命令系統の解明に向けて全力を挙げています。また、拉致容疑事案以外にも、警察が北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案として捜査・罰責の対象としている方の数は全国で883人上がっています。

警察では、被害者や御家族のお気持ちを十分に受け止め、全ての拉致容疑事案等の全容解明に向け、関係機関と緊密な連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査に全力を挙げることをとしています。

発生時期	被害者 ※（ ）内は、当時の年齢	発生場所	国際手配被害者
1 昭和49年6月	高野英さん（7）、高野さん（3）	福井県小浜市	孫海さんと木下陽子
2 昭和52年9月	久米 裕さん（52）	石川県輪島郡（現 鳳珠郡）	金子倫
3 昭和52年10月	松本 京子さん（29）	鳥取県米子市	
4 昭和52年11月	横田 めぐみさん（13）	新潟県新潟市	
5 昭和53年6月頃	田中 実さん（28）	兵庫県神戸市	
6 昭和53年6月頃	田口 八重子さん（22）	不明	
7 昭和53年7月	地村 依志さん（23） HI4.10帰国 地村（旧姓：渡本） 富貴麗さん（23） HI4.10帰国	福井県小浜市	宮光裕
8 昭和53年7月	窪池 薫さん（20） HI4.10帰国 窪池（旧姓：奥土） 花木子さん（22） HI4.10帰国	新潟県佐和田市	通称チエ、スンナヨル 通称ハン・クムニヨン 通称キム・ナムジン
9 昭和53年8月	市川 修一さん（23） 増元 るみ子さん（24）	鹿児島県日波郡（現 日置市）	
10 昭和53年8月	曾我 ひとみさん（19） HI4.10帰国 曾我 ミヨシさん（46）	新潟県佐和田市（現 在波市）	通称キム・ミヨンスク
11 昭和55年5月頃	石岡 亨さん（22） 松本 薫さん（26）	欧州	森崎子 若林（旧姓：黒田） 佐吉子
12 昭和55年6月	原 乾葉さん（43）	宮城県宮崎市	平光澤 みづほ 金子旭
13 昭和55年7月頃	有本 亜子さん（23）	欧州	魚本（旧姓：安部） 公博

北朝鮮による拉致容疑事案

中国の対日有害活動

情勢

■ 全国人民代表大会が開催

平成30年3月、第13期全国人民代表大会（全人代）第1回会議が開催され、**14年ぶりに憲法が改正**された。憲法前文には、「毛沢東思想」や「鄧小平理論」等と並ぶ指導思想として、「習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想」が胡錦濤前総書記の「科学的発展観」とともに追加されました。また、国家主席と国家副主席に追加されて、「2期を超えて連続して就任することではできない」とする規定が削除され、全人代期間中に国家主席に再選された習近平総書記は、2期目の任期満了後も**国家主席にとどまる**ことが憲法上可能となりました。



第13期全国人民代表大会（全人代）（AFP/アフロ）

■ 日中関係

安倍晋三首相は、平成30年5月、習近平国家主席と初めての電話会談を行いました。また、同月、訪日した李克強首相と会談し、両国の経済関係の強化、国民交流の促進等の方針で一致しました。さらに、安倍首相は、同年9月、ロシア・ウラジオストクで習近平国家主席と首脳会談を行ったほか、同年10月には中国を訪問し、習近平国家主席や李克強首相と相次いで首脳会談を行いました。会談では、今後のハイレベル往来、第三国民間経済協力に向けた動きがみられています。



日中首脳会談（時事）

■ 米中貿易摩擦

トランプ大統領は、中国政府による技術移転策や知的財産権の侵害に関する米国通商代表部の調査結果を受けて、平成30年3月、**中国に対する制裁措置の発動を命じる大統領令に署名**しました。米国政府は、同年7月、8月及び9月に対中輸入品に対して追加関税を課しており、中国政府も米国と同時期に対米輸入品に同様の対抗措置を執りました。今後、米中貿易摩擦の一層の深刻化やそれに伴う世界経済への影響が懸念されています。



対中制裁を発動する大統領令に署名するトランプ大統領（AFP=時事）

尖閣諸島等をめぐる対応

平成30年にも、中国公船による尖閣諸島周辺海域への接近が繰り返され、日本政府が尖閣諸島の魚釣島、北小島及び南小島の3島を取得・保有した24年9月以降、中国公船の領海侵入日数は計225日となりました。

30年1月には、潜没航行していた中国海軍の潜水艦及び中国海軍の艦艇それぞれ1隻が、尖閣諸島の大正島北東の接続水域に入域し、海上自衛隊の護衛艦等が対応しました。**外国籍の潜没潜水艦が尖閣諸島周辺の接続水域内で確認されたのは初めて**となります。また、同年6月には、中国海軍の病院船1隻が、尖閣諸島の大正島北の接続水域に入域しました。中国は、尖閣諸島周辺に公船等を継続的に派遣し、我が国の領海への侵入等を繰り返すことで、既成事実を図る狙いがあるものとみられます。



中国国旗を掲げて航行する中国潜水艦（時事/防衛省提供）

対日諸工作等

中国は、諸外国において様々な情報収集活動を行っていることが明らかになっています。平成30年8月には、米国連邦捜査局が、発電用のタービンに関する技術情報を盗んだとして、米複合企業傘下の発電装置メーカーで勤務する中国籍の男性を逮捕したことを明らかにしました。同人は、ステガノグラフィという手法を用いて、技術情報を画像データに埋め込んで隠し、自身の私用電子メールアカウントに送信する方法で技術を盗み、その対価として中国政府から成功報酬を得ていたとみられています。

また、米国司法省は、同年10月、米航空宇宙産業の複数の専門家に接触し、講演を名目の中に招き、同人らから機密情報を盗もうとしたとして、中国国家安全部の幹部を訴追したことを明らかにしました。

中国は、**我が国においても、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っているもの**とみられ、最近では、中国政府、企業、大学等の関係者が、中国国内で深刻化する環境汚染、高齢化等の問題に関連して、これらの分野の先端科学技術を有する我が国の企業等を積極的に訪問するとともに、**あらゆる機会を通じて中国への進出や共同研究、技術提供を働き掛ける**などの動向がみられます。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、こうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしています。

ロシアの対日有害活動

情勢

我が国は、ウクライナ危機以降、対ロシア制裁を継続する一方で、**日露間の対話は継続**しています。安倍首相とプーチン大統領は、平成30年中、4回の首脳会談を行いました。両首脳は、同年11月の首脳会談で、1956年の日ソ共同宣言に基づいて平和条約交渉を加速させることで合意しました。一方、30年9月の東方経済フォーラムでは、プーチン大統領が、年内に前提条件なしで日露平和条約を締結することを安倍首相に提案したほか、同年11月の首脳会談後の記者会見では、平和条約締結後の2島（歯舞群島及び色丹島）の主権について、日ソ共同宣言には明記されていない旨強調するなど、ロシアは、我が国に対し、硬軟織り交ぜた姿勢を見えています。

また、ロシアは、各国政府機関等を狙ったサイバー攻撃や、プロパガンダ、偽ニュース等を駆使した諸工作を活発に行っているほか、欧米諸国との対立が続く中、ウクライナやシリアに対する政治的・軍事的関与を継続しています。

プーチン大統領は、同年3月の大統領選挙において、7割を超える得票率で勝利し、再選しました。他方で、同年6月には、年金受給開始年齢の引上げに関する改革案の発表をめぐり、プーチン大統領の支持率が低下したほか、ロシア各地で抗議活動が行われました。

対日諸工作等

平成30年中も、世界各地でロシア情報機関の関与が疑われるスパイ事件が摘発されています。米国は、同年7月、28年の米国大統領選挙に際してサイバー攻撃を仕掛け、不正に介入した疑いで、ロシア連邦軍参謀本部情報総局（GRU）の情報機関員12人を起訴したと発表しました。また、30年9月には、英国が、同年3月に元ロシア情報機関員らが神経剤「ノビチョク」で襲撃された事件について、GRUの構成員とされるロシア人被疑者2人の逮捕状を取得したと発表しました。さらに、米国は、同年10月、世界ドローピング防止機構（WADA）等にサイバー攻撃を仕掛けた疑いで、GRUの情報機関員7人を起訴したと発表しました。

これまで**我が国においても、ロシア情報機関員が、大使館等の身分で入国し、情報収集活動を繰り返して行っており**、27年12月には、元陸上自衛隊幹部が情報機関員とみられる大使館付武官（当時）に対して陸上自衛隊の部内資料を渡したとして、警視庁が同人らを自衛隊法違反で検挙しました。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、引き続き、情報収集・分析機能の強化を図るとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしてしています。



日露首脳会談（AFP=時事）



ロシア国内における抗議活動（EPA=時事）

大量破壊兵器関連物資等の不正輸出

国際的な取組

我が国は、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するため、国際法及び各国国内法の範囲内で参加国が共同して執り得る措置を検討・実践する国際的な取組である「拡散に対する安全保障構想（PSI）」^(注)に、平成15年の発足当初から積極的に参加しています。

警察では、我が国の拡散阻止能力及び関係国・関係機関間の連携を強化するため、30年7月、我が国で実施された**PSI海上阻止訓練「Pacific Shield 18」**に参加しました。



PSI阻止訓練の状況（7月、神奈川）

違法行為の取締り

大量破壊兵器関連物資等の拡散は、我が国のみならず国際社会における安全保障上の重大な脅威となっていることから、警察では、我が国からの**大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを推進**しており、**戦後これまでに36件の不正輸出事件を検挙**しています。最近では、警視庁が、平成29年11月、経済産業大臣の許可を受けずに航空機搭載用赤外線カメラを中国に輸出したとして、中国人留学生を外為法違反（無許可輸出）で検挙しました。

また、我が国の企業、研究機関等が保有する高度な技術情報等は、民生品を生産するために非常に有用である一方、大量破壊兵器関連物資等の生産に用いることができるもの（デュアルユース）も多く、技術情報等の流出防止に向けた対策が求められています。

警察では、産学官連携による技術情報等の流出防止対策を推進するとともに、関係機関との連携を緊密にし、引き続き、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを強化していくこととしています。



不正輸出されたものと同型の赤外線カメラ

(注)：Proliferation Security Initiativeの略

不法滞在者対策

我が国に存在する不法残留者の数は、平成30年1月1日現在、約6万6,500人とされており、前年同期（29年1月1日）と比較して約1,200人増加しました。国籍別ではベトナムが大幅に増加し、在留資格別では特定活動、留学、技能実習等が増加しました。

30年上半期に偽造旅券を行使するなどして不法入国し、検挙された者の数は14人で、前年同期（22人）より8人減少しました。他方、偽造技術の向上により精巧な偽造在留カード等の各種偽造証明書が出回っているほか、偽装結婚等により正規滞在者を装って滞在する偽装滞在者の増加が懸念されています。

また、警察や入国管理局による摘発を逃れたため、偽造された文書等を使用して在留資格を偽り、不法に就労する外国人が存在するほか、在留資格外の活動に当たることを承知の上で、外国人に仕事をあつせんするブローカーや、資格外活動の許可の範囲を逸脱して外国人を稼働させる雇用先が存在するなど、不法滞在・不法就労の手法も悪質化・巧妙化しています。

こうした中、入国管理局との合同摘発や集中取締りを積極的に推進した結果、30年中的来日外国人に係る出入国管理及び難民認定法違反の送致人員と同法第65条による入国警備官への引渡し人員の合計は4,376人（暫定値）となりました。警察では、引き続き不法滞在者の摘発を推進するとともに、不法滞在や偽装滞在を助長する集団密航、旅券・在留カード等の偽造、偽装結婚、不法就労等に係る犯罪に対する取締りを強化することとしています。



偽造在留カード所持事件の捜査
(7月、沖縄)



不法就労先の摘発 (10月、大塚)

〔在留カードの見方〕



「在留カード番号」
入国管理局のウェブサイトで在留カード番号の有効性が確認できます。

「在留資格」、「有効期限」等が確認できます。
不法滞在者にはカードは交付されません。

右翼及び右派系市民グループ

右翼の動向

右翼は、領土問題、歴史認識問題等を捉え、活発な街頭宣伝活動等に取り組みました。

中国をめぐっては、中国公船が尖閣諸島周辺領海に繰り返し侵入していることを捉え、「これ以上の挑発を許すことはできない」などと批判しました。

韓国をめぐっては、韓国の国会議員らによる竹島上陸や慰安婦問題、旧朝鮮半島出身労働者問題を捉え、「竹島から武装警察隊を撤収させよ。」

慰安婦、徴用工問題で言いがかりをつけるなら国交断絶だ」などと批判しました。北朝鮮をめぐっては、南北首脳会談や米朝首脳会談が行われたにもかかわらず、拉致被害者の帰国が実現しないことを捉え、「全ての拉致被害者の帰国を果たさなければ、北朝鮮との国交正常化はあり得ない」などと主張しました。

ロシアをめぐっては、プーチン大統領が前提条件なしの平和条約締結に言及したことを捉え、「北方領土問題を後回しにして平和条約を締結しようとするなど、日本を愚弄している」などと批判しました。

国内では、第4次安倍改進黨が発足したことを捉え、「憲法改正に向けて盤石の体制ができた。政権運営に期待したい」との主張がみられる一方で、「選挙の時は憲法改正を言うが、本当に改正する気はあるのか」などと批判しました。

また、一部の右翼は、資金獲得を目的に、企業に対して執拗な街頭宣伝活動を行っています。平成30年中にその対象となった企業は約190社に上っています。



街頭宣伝活動を行う右翼 (2月、東京)

右翼は、今後も内外の諸問題に敏感に反応し、関係諸国、我が国政府、企業等に対する抗議活動を執ように行うものとみられ、その過程で、外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対する「テロ、ゲリラ」事件や企業等に対する違法行為を引き起こすおそれがあります。

違法行為の取締り

平成30年、「北朝鮮のミサイル発射が許せなかった」などとして、朝鮮総聯中央本部の正門扉に拳銃で5発を発砲した「朝鮮総聯中央本部に対する拳銃発砲事件」で右翼活動家ら2人を逮捕しました(2月、警視庁)。

30年中の右翼の検挙状況は、下表のとおりであり、依然として悪質な資金源犯罪が後を絶たない状況にあります。



朝鮮総聯中央本部に対する発砲事件で使用された拳銃(2月、東京)

右翼関係事件の総検挙数	1,242件 1,315人
うち右翼運動に伴うもの	114件 171人
うち資金獲得を目的としたもの	171件 209人
右翼及びその周辺者からの銃器押取	8丁

右翼による違法行為の検挙状況等

街頭宣伝車対策の推進

市民の平穏な生活を害する悪質な街頭宣伝活動に対しては、その内容や形態を捉え、徹底した取締りを行っており、平成30年中、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律違反等により15件24人を検挙しました。



右翼の街頭宣伝活動に対する取締り状況(2月、静岡)



街頭宣伝活動に対する取締り(8月、東京)

右派系市民グループをめぐる情勢と警察の対応

■ 右派系市民グループをめぐる情勢

極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、平成30年中、領土問題や拉致問題といった、我が国と韓国や北朝鮮との間の問題を捉え、各地でデモや街頭宣伝活動に取り組み、全国におけるデモは約30件に及びました。

また、その活動に対して反対する勢力が、右派系市民グループの過激な言動を、ヘイトスピーチであると批判するなど、抗議行動に取り組みました。

警察では、28年6月に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)を踏まえ、警察職員に対する必要な教育を推進するとともに、ヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には、厳正に対処しています。

右派系市民グループは、今後も引き続き、自らの言動に対する批判やヘイトスピーチ解消法を意識しつつ、内外の諸問題に敏感に反応し、デモや外国公館等に対する抗議行動を通じて、自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対する勢力とのトラブルに起因する違法行為の発生が懸念されます。



右派系市民グループのデモ(10月、東京)

■ 違法行為の取締り

平成30年中、東京都内において、デモ行進中、デモに抗議する男性を突き飛ばすなどの暴行を加えた右派系市民グループ関係者の男を暴行罪で逮捕しました(6月、警視庁)。

また、神奈川県内において、講演会に参加しようとする右派系市民グループ関係者が持っていたプラカードを損壊した男を器物損壊罪で逮捕しました(6月、神奈川県)。

警察は、右派系市民グループとそれに反対する勢力とのトラブルから生じる違法行為を未然に防止するため、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じています。

極左暴力集団

暴力革命による共産主義社会の実現を目指している極左暴力集団は、組織の維持・拡大をくろみ、暴力性や党派性を隠し、社会情勢を捉えて、反戦・反基地運動等に取り組みむともにも大衆運動や労働運動にも介入しています。一方で、引き続き調査活動に伴う違法行為や「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがあります。

革マル派

革マル派は、平成30年5月から、創始者である黒田寛一前議長の前編の講演記録を集成した「マルクス主義入門」(全5巻)の刊行を開始しました。同派は、同書を「格好の入門書」,「必須の思想的武器」と位置づけ、自派の活動家に対して、学習を呼び掛けるなど、引き続き、**黒田前議長が提唱した理論に依拠した「組織建設」を訴えました。**

労働運動では、連合及びその加盟労組の指導部に対する批判を展開し、それら労組が主催する定期大会等の会場周辺で、参加者に対して、革マル派への結集を呼び掛けるなどとして勢力の拡大を図りました。

大衆運動では、改憲阻止を強く主張し、政権打倒を訴えて、独自の集会、デモに取り組みました。また、大衆団体が主催する抗議行動に活動家を動員し、自派の主張を訴えました。普天間飛行場の移設に対しては、「辺野古新基地建設を阻止せよ」などと主張して、現地で取り組まれる抗議行動に活動家を参加させました。同派は、こうした取組を通じて自派の主張を展開し、勢力の拡大を図りました。

一方、革マル派が相当浸透していると思われる全日本鉄道労働組合総連合会(JR総連)及び東日本旅客鉄道労働組合(JR東労組)は、同年6月にそれぞれ定期大会を開催し、JR東労組から3万人を超える組合員が脱退するという事態を受けて、同派創設時の副議長である松野明元JR東労組会長(故人)が提唱した労働運動理論を基礎に組織再建に取り組みむ方針を決定しました。

同派は、今後も**黒田前議長の「遺志」継承を訴えながら、組織の維持・拡大を図るもの**とみられます。



革マル派のデモ (6月、東京)

中核派

中核派は、労働運動を通じて組織拡大を図る「**階級的労働運動路線**」を堅持し、「**国鉄闘争**」を中心に各種反対行動に取り組みました。

「国鉄闘争」では、同派が主導する国鉄動力車労働組合総連合(動労総連合)の支援組織を新たに結成しました。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案(以下「働き方改革関連法案」という)の成立をめぐり、同法案の「粉砕」を訴える集会、デモに取り組みただほか、国内での集会に海外の労働組合員や反職運動活動家を招へいしたり、海外で開催された労働者集会に活動家等を派遣したりして国際連帯の取組を強化しました。

大衆運動では、改憲阻止を訴え、「改憲・戦争阻止!大行進」なる運動を起し上げ、同運動を担う地方組織を結成して、各地で集会、デモに取り組みただほか、改憲阻止と関連付けて皇位継承を批判しました。

同派は、若者の獲得に向けた取組強化を継続し、SNSや動画共有サイト上で機軸紙の内容を解説する「前進チャンネル」を勧誘活動に活用しました。

同派系の全日本学生自治会総連合(全学連)は、「学生運動の大飛躍」をスローガンに掲げ、大学構内に不法侵入するなどの違法行為を犯しながらも勢力の拡大を図りました。中でも、京都大学における立て看板の設置に関する規程の改定を捉えて「立て看板規制粉砕」を訴える集会、デモに取り組みました。また、平成30年9月に都内で開催した第79回定期全国大会において、東京大学の現役学生を委員長とする新執行部を確立しました。

同派は、今後も「**国鉄闘争**」を中心に、**国際連帯、改憲阻止等を闘争の課題とする活動を継続し、組織の維持・拡大を図るもの**とみられます。

革労協

革労協主流派は、「**農地強奪阻止**」をスローガンに、**成田闘争を重点に取り組み**ました。

同派は、三里塚芝山連合空港反対同盟(反対同盟)北原グループが主催する闘争に参加するとともに、独自の現地闘争に取り組みました。また、働き方改革関連法案「粉砕」を訴え、国会周辺で抗議行動に取り組みただほか、皇位継承を捉え「天皇代わり機式粉砕、天皇制廃絶」などと主張し、集会、デモに取り組みました。



中核派のデモ (10月、東京)



革労協反主流派のデモ (6月、東京)

革労協反主流派は、反戦・反基地闘争を重点に取り組み、現地に活動家を動員してデモ等を行いました。また、反原発闘争に取り組みとともに、働き方改革関連法案採決阻止を訴え、国会周辺における抗議行動にも取り組みました。

両派は、「テロ、ゲリラ」の実行部隊である非公然組織の「革命軍」を擁し、新たな武器の研究開発を目指すなど、武装闘争を指向しています。

今後も両派は、組織の維持・拡大を図るとともに、それぞれが取り組む闘争課題の情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがあります。

成田闘争

成田国際空港株式会社（空港会社）と反対同盟北原グループとの間では、空港関連施設の建設工事に影響を与える耕作農地の土地明渡し裁判等が依然として争われており、同グループ及びこれを支援する極左暴力集団は、これら裁判の開廷日を促えて、集会、デモに取り組みました。また、平成30年3月には、国、千葉県、空港周辺市町及び空港会社で構成される四者協議会が、かねてから提案されていた第3滑走路の整備等に合意しました。こうした成田国際空港の機能強化に向けた動きに対し、反対同盟北原グループ及びこれを支援する極左暴力集団は、「成田空港機能強化攻撃粉砕」などと主張して、反対行動に取り組みました。

極左暴力集団は、今後も成田闘争に取り組み、空港関係者、空港関連施設等に対する違法行為を引き起こすおそれがあります。

極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査やマンション、アパート等にある非公然アジトの発見に向けた活動を推進するとともに、ウェブサイトをはじめとする各種媒体を活用した広報活動を推進しました。平成30年中は、虚偽の住所・氏名でホテルに宿泊した中核派非公然活動家を有印私文書偽造・同行使罪等で逮捕したほか、京都大学の大学構内に無断で侵入し、機関紙を配布した中核派系全学連活動家を逮捕するなど、極左活動家8人を検挙しました。

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、極左暴力集団による違法行為の取締りを徹底することとしています。



日本共産党

党勢拡大に向けた取組

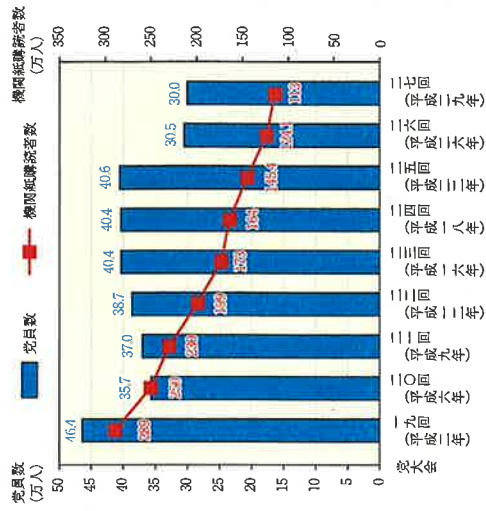
日本共産党は、党勢の後退が続く現状を打開するため、平成30年6月11日から9月30日までを「参議院選挙・統一地方選挙躍進 党勢拡大特別月間」に設定し、党勢拡大に集中的に取り組みました。この特別月間では、28年の参院選時の党勢を回復し、さらにはそれを上回ることを目標としました。具体的には、党員数は1万6,000人以上の増加、機関紙購読者数は日刊紙で1万6,000人以上の増加、日曜版で8万3,000人以上の増加が必要であるとしました。

しかし、この期間中の新入党員数は4,355人、機関紙購読者増加数が日刊紙で844人、日曜版で6,691人とどまりました^(注1)。

目標には大きく届きませんでした^(注2)が、志位和夫委員長は、同年10月に開催した第5回中央委員会総会で、「党勢の連続後退から前進へと転ずることができたことは貴重な成果」とし、党勢が増加に転じたことを評価しました。しかし、10月及び11月中の機関紙購読者数は、減少しました^(注2)。

共産党は、31年(2019年)に行われる統一地方選や参院選に向けて、30年を「力をつける年」と位置付けてまいりましたが、党勢の後退傾向に歯止めをかけることはできなかつたものとみられます。

日本共産党の党員、機関紙購読者の推移



(注1)：7月に発行を開始した電子版(日刊紙)の購読者数は、2,000人を超えました。
 (注2)：10月中における機関紙購読者数は、日刊紙で1,875人減少、日曜版で4,807人減少、電子版(日刊紙)で1,377人増加しました。11月中は、日刊紙で494人減少、日曜版で1,638人減少、電子版(日刊紙)で68人増加しました。

参議院議員通常選挙に向けた動向

共産党は、次期参院選において、比例代表では得票数850万票、得票率15%、7議席以上の獲得、選挙区では現有3議席（東京、京都、大阪）以上の獲得を目標に掲げています。

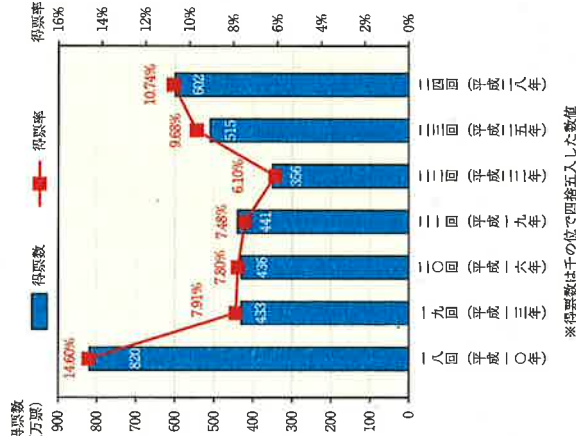
第5回中央委員会総会では、参院選で、全国に32ある1人区で野党統一候補の擁立を目指すとし、今後も野党共闘を推進し進める方針を改めて示しました。また、次期統一地方選での共産党の大幅な議席の増加が参院選での野党共闘を成功させる「大きな力」になり、参院選で共闘する野党と共産党が議席を増やすことが、同党の提唱する「野党連合政権」の樹立に向けた第一歩になると訴えました。

この「野党連合政権」は、共産党の綱領に規定されている「さしあたって一致できる目標の範囲」での政府に位置付けられ、共産主義社会の実現という同党の目標に向けた1つの段階に当たります。

共産党は、今後、参院選と統一地方選に向けた活動が強めるとともに、「野党連合政権」の樹立を目指し、野党共闘の実現に注力するものとみられます。

参院選（比列代表）における

日本共産党の得票数、率の推移（平成10～28年）



全国労働組合総連合の動向

全国労働組合総連合（全労連）は、平成30年5月1日、都内で「9条改憲反対！戦争法廃止 安倍政権の退陣を！」等のスローガンを掲げ、「第89回中央メーデー」を開催しました。来賓として**志位委員長が出席し、デモ行進には共産党の国会議員らが参加**しました。全労連は、今後も引き続き、国が進める労働政策に反対する運動のほか、憲法改正に反対する運動に取り組んでいくものとみられます。



第89回中央メーデー（時事通信フォト）

大衆運動

沖縄県内における反基地運動

大衆団体等は、普天間飛行場の名護市辺野古移設反対を訴え、移設先であるキャンプ・シユワブのゲート前や埋立用資材を搬出する港で抗議行動に取り組んだほか、県内の米軍基地の撤去を訴え、普天間飛行場をはじめとする米軍基地の周辺で抗議行動に取り組みました。

県内の反基地運動に伴って、公務執行妨害罪、道路交通法違反、暴行罪の違法行為も発生しており、沖縄県警察では、平成30年中、**20件延べ22人**を検挙しました。

大衆団体等は、今後も引き続き、普天間飛行場の辺野古移設等を捉え、反基地運動に取り組むものとみられます。



移設工事に対する抗議行動（4月、沖縄）
（時事）

原子力政策・憲法改正をめぐる反対運動

大衆団体等は、反原発を訴え、毎週金曜日に首相官邸前で抗議行動に取り組んだほか、原発の再稼働を捉え、原発施設周辺で抗議行動に取り組ましました。

また、憲法改正反対を訴え、平成30年5月3日、都内で**約6万人（主催者発表）**を集め、「9条改憲NO！平和といのちと人権を！5.3憲法集会2018」に取り組んだほか、11月3日には国会議事堂前に**約1万8,000人（主催者発表）**を集め、「止めよう！改憲発議—この憲法で未来をつくる11・3国会前大行動—」に取り組ましました。

大衆団体等は、今後も引き続き、原子力政策や憲法改正といった様々な政策や社会問題を捉えた反対運動に取り組むものとみられます。



原発の再稼働に対する抗議行動（3月、佐賀）
（共同通信社）



憲法集会後のデモ行進（5月、東京）
（共同通信社）

東京大会をめぐる反対運動

国内の反グローバリズムを掲げる勢力や大衆団体、一部の極左暴力集団によるネットワークの関係者は、平成30年2月に開催された平昌2018オリンピック・パラリンピック冬季競技大会に合わせて訪韓し、韓国の大衆団体とともに、会場周辺等において、平昌、東京両大会に対する抗議行動に取り組みました。また、同年7月には、東京大会の開幕まで2年となることを捉えて、大会の返上を訴えるデモに取り組みました。

極左暴力集団は、機関紙等で「東京オリンピック」に向けた「対テロ警備」を口実として、警察権力による監視・治安弾圧体制を強化している」などと主張しました。
東京大会をめぐるこのような抗議活動は、今後、活発化していくものとみられます。

反グローバリズム運動

海外では、反グローバリズムを掲げる勢力や労働組合が、アルゼンチンで開催されたG20ブレノスアイレス・サミットで、2万人以上を集めたデモに取り組みました。

過去に我が国で開催された国際会議に対する抗議行動は、平成20年の北海道洞爺湖サミットをピークに参加者が減少傾向にありますが、国内の反グローバリズムを掲げる勢力は、31年(2019年)のG20大阪サミットに向けて、海外や国内の諸勢力から支援を受け、集会やデモ等の抗議行動に取り組みむものとみられます。そのような支援が得られる関係を構築するため、欧州やアジアの勢力が主催する集会に関係者を派遣しました。



アルゼンチン・ブエノスアイレスでの抗議行動 (DPA/共同通信イメージズ)

我が国の捕鯨をめぐる反対運動

過激な環境保護団体シー・シェパード (Sea Shepherd) は、和歌山県太地町のイルカ追い込み漁をめぐり、平成30年9月、2年ぶりに活動家を派遣し、漁の様子をビデオ撮影して、反対主張をウェブサイトで公表するなどの抗議活動に取り組みました。和歌山県警察では、太地町特別警戒本部を設置し、同町の随時交番を拠点に警戒活動を推進するとともに、海上保安庁等との合同警備訓練を実施しています。また、警察では、法務省入国管理局等と連携して水際対策を強化しており、30年中、シー・シェパード関係者2人が上陸を拒否されました。

シー・シェパードを始めとする反捕鯨勢力は、今後も我が国のイルカ漁等をめぐり、様々な抗議活動に取り組みむものとみられます。

警察の集団警備力

機動隊

機動隊は、集団警備力の中核として、集団不法事案、「テロ、ゲリラ」事件に対する治安警備や台風、地震等の災害警備に当たるほか、必要に応じて、集団警備力を活用した雑踏警備、集団警ら、各種一斉取締り等を行う常設部隊です。

<p>機動隊</p> <p>集団警備力によって有事即応体制を保持する常設部隊 <small>〔機能別部隊〕</small> 爆発物処理班、銃器対策部隊、水難救助部隊、レスキュー部隊、NBCテロ対応専門部隊等</p>	<p>機動隊</p> <p>集団警備力の中核としての活動 ○ 集団不法事案等に対する治安警備等 ○ 主要な警備・警護警備、災害警備等</p>
<p>管区機動隊</p> <p>平常時には、地域、刑事、交通等の動員につきながら、機動隊に準じた形で警備訓練を行い、大規模警備等においては府県を超えて広域運用される部隊</p>	<p>管区機動隊</p> <p>集団警備力の特性を生かした活動 ○ 緊要時、駅前街等における集団警ら ○ 暴力団や暴走族の一斉取締り等</p>
<p>第二機動隊</p> <p>警察要勤務員等から指定され、機動隊を補充して警備実施に当たる部隊</p>	<p>機能別部隊による活動</p> <p>○ 爆発物事件等の現場における危険物の処理 ○ 嵐や山等での遭難者の捜索及び救助等</p>

都道府県警察には、機動隊のほか、これを補充し、又は都道府県警察相互の援助体制を確保するため、管区機動隊、第二機動隊等が設置されており、また、各種警察事案に対応できるよう機能別部隊が編成されています。



重要施設の警戒

治安警備訓練

災害警備

機動隊等による各種警備活動

第6章 警備実施

テロ対応部隊等

警察では、ハイジャック、重要施設占拠事案等の重大テロ事件を鎮圧するため、**特殊部隊 (SAT : Special Assault Team) (約300人)** を8都道府県警察に設置しています。また、銃器を使用した事案等が発生した場合に対処する部隊として、全国の機動隊に**銃器対策部隊 (約1,900人)** を設置しています。

このほか、NBCテロ^(注)が発生した場合に備え、9都道府県警察に高度な装備資機材を配備した**NBCテロ対応専門部隊 (約200人)** を、その他の府県警察には必要な装備資機材を配備した**NBCテロ対策班**を、それぞれ設置しているほか、爆発物使用事案に迅速・的確に対処するため、全国の機動隊に**爆発物処理班 (約1,200人)** を設置しています。

さらに、ハイジャック対策を強化するため、国土交通省等の関係機関や航空会社と緊密に連携し、**スカイ・マシーナル (航空機への警乗)** の的確な運用を図っています。

特殊部隊 (SAT)		8都道府県警察(北海道、警視庁、千葉、神奈川県、愛知、大阪、福岡及び沖縄)に設置
任務	ハイジャック、重要施設占拠事案等の重大テロ事件、銃器等の武器を使用した事件等に出勤し、被害者や関係者の安全確保しつつ、被害者を制圧・拘束する。	
装備	自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、特殊閃光弾、ヘルメット等	
銃器対策部隊		各都道府県警察の機動隊に設置
任務	銃器等を使用した事案への対応を主たる任務とし、重大事案発生時には、SATが到着するまでの第一次的対応に当たるとともに、SATの到着後は、その支援に当たる。	
装備	サブマシンガン、ライフル銃、防弾盾、防護盾	
NBCテロ対応専門部隊		9都道府県警察(北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川県、愛知、大阪、広島及び福岡)に設置
任務	NBCテロが発生した場合に迅速に出勤して、原因物質の検知・除去、被害者の救出救助、避難誘導等に当たる。	
装備	NBCテロ対策車、化学防護服、生物・化学検疫装置、放射線測定器等	
爆発物処理班		各都道府県警察の機動隊に設置
任務	爆発物使用事案の発生に際し、迅速的確に爆発物の現場処理に当たり、爆発による被害の発生を防止することにも、証拠を保全する。	
装備	X線透過装置、爆発物収納箱、防護服、防護盾、遠隔操作式爆発物処理用具等	
スカイ・マシーナル		
任務	航空機に警乗し、ハイジャック等のテロ事件に対処し、被害者や関係者の安全を確保しつつ、被害者を制圧・拘束する。	



爆発物処理班

NBCテロ対応専門部隊

銃器対策部隊

特殊部隊 (SAT)

第6章 警備実施

警戒警備の強化

重要施設の警戒

首相官邸や原子力関連施設等の重要施設に対する不法事案の発生は、我が国の治安や国民生活に著しい影響を及ぼしかねないことから、警察では、近年の厳しい国際テロ情勢等を踏まえ、これらの重要施設、鉄道等の公共交通機関、米関係施設や駐日外国公館等について、機動隊を配置するなど、警戒警備を強化しています。

水際対策

周囲を海に囲まれた我が国で、テロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要です。

政府は、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置するとともに、国際空港・港湾に、**空港・港湾危機管理 (担当) 官** を置き、水際対策を強化しています。警察では、テロリスト等の入国を阻止するための**事前旅客情報システム (APIS) (注1)**、**外国人個人識別情報認証システム (BICS) (注2)** 及び**乗客予約記録 (PNR) (注3)** の活用を資する情報提供を行うなど、関係機関と連携して水際対策の強化を図っています。

武力攻撃事態等への対処

武力攻撃や重大テロが発生した場合に備え、警察は、被災情報の収集、住民避難等の**国民保護措置**等を迅速・的確に実施できるよう、内閣官房や都道府県が主催する国民保護訓練に積極的に参加しています。平成30年11月には、静岡県において、国際的なスポーツイベントの会場において爆発が生じ多数の死傷者が発生したなどの想定により、国、地方公共団体、その他関係機関が一体となった共同の図上訓練が行われました。また、警察では、平素から防衛省・自衛隊との緊密な情報交換を行うとともに、都道府県警察及び陸上自衛隊が武装工作員等による不法行為が発生した場合を想定した**共同訓練**を実施するなど、テロ等に対する対処能力の向上や関係機関との連携強化に努めています。



首相官邸における警戒



関係機関との水際対策訓練 (2月、香川)



静岡県国民保護共同図上訓練 (11月、静岡)

(注1) : Advance Passenger Information Systemの略。航空機が飛来する旅客及び乗員に関する情報と関係機関が提供する要注目人物に関する情報とを照合するシステム
(注2) : Biometric Identification & Clearance Systemの略。来日する外国人に入国時の際に照合させるとともに入国時前にも関係機関が提供する要注目人物に関するシステム
(注3) : Passenger Name Recordの略。航空券を利用して入国する旅客の予約情報

原子力関連施設に対するテロ対策

■ テロ関連情報の収集・分析

警察では、原子力関連施設に対するテロを未然に防止するため、外国治安情報機関等との緊密な情報交換、関係省庁との連携による水際対策、不審人物や組織に関する情報の収集・分析等を実施しています。

■ 原子力関連施設における警戒警備

原子力関連施設に対する銃器を使用したテロ事案、爆発物使用事案、NBCテロ事案等への対処を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服等を装備した原子力関連警備隊が、24時間体制で原子力関連施設の警戒警備に当たっています。

さらに、平成23年11月、政府は、原子力発電所等に対するテロを現実の脅威として再認識し、その未然防止対策を強化することを決定しており、その中で、警察庁、海上保安庁、防衛省等の関係省庁による継続的な連携強化が示されました。これを受けて関係都道府県警察では、海上保安庁との合同訓練を定期的に実施するなどしています。

■ 警察庁職員による立入検査

原子力事業者との間では、警察庁職員が事業所等に定期的に立入検査を行うとともに、治安当局の立場から自主警戒に関する指導を行うことなどにより、事業者による防護措置が実効あるものとなるように努めています。

■ 自衛隊との共同訓練

一般の警察力では対応できないと認められる事案が発生した場合に備え、警察と自衛隊との間で共同訓練を実施しており、平成29年10月には石川県警察、富山県警察及び福井県警察が合同で、原子力発電所敷地内における自衛隊の共同実動訓練を実施しました。



原子力関連施設の警戒



自衛隊との共同実動訓練（10月、石川）

警衛・警護

警衛

平成30年中、天皇皇后両陛下は、

- ・第69回全国植樹祭御臨場等（6月：福島県）
- ・第73回国民体育大会御臨場等（9月：福井県）
- ・第38回全国豊かな海づくり大会御臨席等（10月：高知県）

等のため行幸啓になりました。



第69回全国植樹祭御臨場等に伴う警衛
（6月：福島）



第73回国民体育大会御臨場等に伴う警衛
（9月：福井）

皇太子同妃両殿下は、

- ・第29回全国「みどりの愛護」のつどい御臨席等（5月：滋賀県）
- ・第100回全国高等学校野球選手権記念大会御臨場等（8月：兵庫県）
- ・第33回国民文化祭・おおいと2018及び第18回全国障害者芸術・文化祭おおいと大会御臨場等（10月：大分県）

等のため行啓になりました。

また、海外へは、皇太子殿下がフランスを御訪問（9月）になったほか、ブラジル御旅行及び米国お立ち寄り（3月）になるなど、皇族方が計12回御訪問等になっていきます。

警察では、皇室と国民との親和に配慮し、皇族方が実施した警衛警備を実施し、天皇及び皇族の御身辺の安全確保と歓迎者の雑踏事故防止を図りました。



第29回全国「みどりの愛護」のつどい御臨席等に伴う警衛
（5月：滋賀）



第100回全国高等学校野球選手権記念大会御臨場等に伴う警衛（8月：兵庫）

警 護

■ 外国要人

平成30年中は、国賓としてベトナム国家主席夫妻（5月）、公賓として中国国務院総理（5月）、公式実務訪問賓客としてスリランカ大統領夫妻（3月）、スウェーデン国王王妃両陛下（4月）、サモア首相夫妻（5月）等がそれぞれ来日し、関係都道府県警察では、所要の警護警備を実施して、外国要人の身辺の安全を確保しました。

主な外国要人の来日（平成30年中）

3月	シリセーナ・スリランカ大統領夫妻
4月	カール16世グスタフ・スウェーデン国王王妃両陛下
5月	クアン・ベトナム国家主席夫妻 李英強・中国国務院総理 トウライエバ・サモア首相夫妻
11月	カボレ・ブルキナファソ大統領夫妻



外国要人警護の状況（5月、東京）

■ 国内要人

平成30年中、警察では、安倍首相の欧州歴訪（1月）、平昌冬季オリンピック競技大会開会式出席等に伴う韓国訪問（2月）、G7サミット出席等に伴う米国、カナダ歴訪（6月）、東方経済フォーラム出席等に伴うロシア訪問（9月）、欧州訪問及び第12回ASEM首脳会合出席（10月）、中国訪問（10月）等における警護警備を行い、関係国の警護当局と緊密に連携して、首相の身辺の安全を確保しました。

安倍首相の主な海外訪問（平成30年中）

1月	エストニア、ラトビア、リトアニア、ブルガリア、セルビア、ルーマニア
2月	韓国（平昌冬季オリンピック競技大会開会式）
4月	米国、アラブ首長国連邦
5月	ヨルダン、イスラエル、パレスチナ自治区、ロシア
6月	米国、カナダ（G7）
9月	ロシア（東方経済フォーラム）、米国（国連総会）
10月	スペイン、フランス、ベルギー（ASEM）、中国
11月	シンガポール（ASEAN）、オーストラリア、バングラデシュ（APEC）、アルゼンチン（G20）
12月	ウルグワイ、パラグアイ



総理警護の状況（9月、東京）

自然災害への対処

大雨等の自然災害

■ 平成30年7月豪雨

北日本に停滞していた前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、平成30年6月28日から7月8日にかけて、西日本を中心に記録的な大雨となりました。

この大雨の影響で、西日本の各地で河川の氾濫、土砂崩れ等により、死者221人、行方不明者9人の被害をもたらしました。

この災害に関し、関係道府県警察では、指揮体制を確立するとともに、2管区41都府県警察から広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊延べ約1万9千人、警察用航空機（ヘリコプター）延べ435機が広島、岡山、愛媛の各県警察に派遣され、被害情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索のほか、女性警察官や自動車警ら隊による避難所等への訪問やパトロールを実施するなど、被災者等の安全安心を確保するための活動を行いました。



浸水地域における救出救助活動（7月、岡山）



女性警察官による避難所の訪問活動（7月、広島）

■ 北海道胆振東部地震

平成30年9月6日午前3時7分頃、北海道胆振地方中東部を震源とする最大震度7の地震が発生し、土砂崩れ等により、死者41人の被害をもたらしました。

北海道警察では、指揮体制を確立し、2管区1方面16都県警察から派遣された広域緊急援助隊等延べ約3,600人、警察用航空機（ヘリコプター）延べ122機とともに、被害情報の収集、土砂崩れによる埋没家屋からの救出救助、行方不明者の捜索、女性警察官や自動車警ら隊による避難所等への訪問、パトロールを実施するなどしたほか、滅灯信号機設置場所における交通整理等の活動を行いました。



行方不明者の捜索活動（9月、北海道）

今後の大規模災害への備え

■ 危機管理体制の構築

警察では、局地化・激甚化する最近の災害の傾向や過去の大規模災害対処時における反省・教訓を踏まえ、災害に係る危機管理体制を構築するため、引き続き、災害対応要領、部隊派遣計画等の具体的な見直しや検討を組織横断的に進めていくこととしています。

各都道府県警察においては、災害対処能力の向上や初動態勢の確立に向けた取組を計画的に進めているほか、大規模地震等の被害想定や局地的な豪雨による土砂災害等近年の災害の特徴を踏まえつつ、各都道府県の地理的特性に応じた災害対策を推進しています。

警察庁では、土砂災害や大雨被害等の災害の特性を踏まえた装備資機材を充実強化するとともに、より災害現場に即した環境下において体系的・段階的な救出救助訓練を実施するため、平成28年4月に近畿管区警察局災害警備訓練施設の運用を開始したのに続き、30年4月、警視庁・東日本災害警備訓練施設の運用を開始し、災害対処能力の更なる向上を図っています。



警視庁・東日本災害警備訓練施設



災害警備訓練施設を活用した
広域緊急援助隊合同訓練（9月、東京）

■ 特別救助班

特別救助班は、極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場において、より迅速かつ的確に被災者の救出救助を行うことを主な任務として、平成17年に12都道府県警察、約200人体制で運用を開始しました。29年3月には、大規模災害への対処能力を強化するため、新たに4府県警察にも設置され、現在、16都道府県約240人体制で運用しています。

特別救助班は、各都道府県警察に設置された広域緊急援助隊と共に、全国的な運用を見据え、広域的な合同訓練をはじめとした各種訓練を行うなど、常に災害への備えとともに、対応への万全を期しています。

■ 原子力災害対策

東日本大震災を契機とする福島第一原子力発電所事故では、自然災害に端を発した複数の原子炉の過酷事故、長期にわたる住民の広域避難等、多方面に大きな課題を残し、国は、原子力防災会議及び原子力規制委員会の設置、原子力災害対策特別措置法の改正、防災基本計画の修正等、これまでの原子力災害対策の抜本的な見直しを行いました。

警察では、これらを踏まえ、原子力災害に備えた組織改編や増員、装備資機材の整備・拡充に努めるとともに、関係機関、原子力事業者等と連携した実戦的訓練の実施、自治体等と連携した地域防災計画の修正等に当たっています。

2019年の大規模行事に向けた警察の取組

G20大阪サミット等に向けた警察の取組

■ 警備体制の確立

警察庁では、G20大阪サミット等の開催に伴う警察措置の万全を期するため、平成30年4月2日、次長を長とする**G20大阪サミット等警備対策推進室**を、首脳会合、外務大臣会合、財務大臣・中央銀行総裁会議の開催地を管轄する大阪府、愛知県、福岡県の各府県警察では**G20サミット対策課**を、その他の都道府県警察においても警備対策室等を、それぞれ設置して体制を確立しています。警察では、G20大阪サミット等の開催の安全及びその円滑な進行を確保するとともに、テロ等違法行為の未然防止を図るため、**全国が一体となった総合的な警備語対策**を推進しています。



G20大阪サミット等警備対策推進室会議

■ 実戦的訓練の推進

警察では、万が一テロが発生した場合に備え、**銃器対策部隊等、テロ対処部隊**の事態対処能力の更なる向上を図るため、実戦的訓練を推進しています。



銃器対策部隊訓練（8月、大阪）

また、各国首脳を直近で守る警護員については、各管区警察局単位で実戦的訓練を反復実施するなど、**個々の警護員の実力向上**を図っています。

■ 官民連携、国民の理解と協力の確保

首脳会合の開催地を管轄する大阪府警察では、平成30年1月、官民一体となったテロ対策を推進するため設立された、「**大阪府テロ対策パートナーシップ協議会**」等の場を活用して、地元自治体、民間事業者等との情報共有や連絡体制の確立、合同訓練等の取組を推進しています。



大阪府テロ対策パートナーシップ協議会（1月、大阪）

また、G20大阪サミット等警備においては、全国各地での検問や会議場周辺での交通規制等を実施する必要があります。こうした取組は、国民生活に少なからず影響を及ぼすほか、テロや不審者等に関する情報提供等の協力を得るためにも、国民の理解と協力が不可欠です。そのため、警察では、ポスター、ホームページやSNS等各種広報媒体を活用した積極的な情報発信を行うなどして、国民の理解と協力の確保に努めています。

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典に向けた警察の取組

■ 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位をめぐる動向

天皇の退位等に関する皇室典範特例法に基づき、平成31年4月30日に天皇陛下が御退位され、翌5月1日に皇太子殿下が御即位されることとなりました。

政府は、30年4月3日、「天皇の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について」を閣議決定し、

- ・退位礼正殿の儀（4月30日）
- ・剣璽等承継の儀（5月1日）
- ・即位後朝見の儀（5月1日）
- ・即位礼正殿の儀（10月22日）
- ・祝賀御列の儀（10月22日）

等を行うことを決定しました。

■ 警察の取組

警察庁では、天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典に係る警察措置の万全を期するため、平成30年10月12日、次長を長とする天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典警備対策推進室を、警視庁等では警備対策委員会等をそれぞれ設置して体制を確立しており、警備警護警備の万全を図るとともに、各式典の円滑な実施を確保するための警備諸対策を推進しています。

■ 平成2年当時の取組

平成2年当時の諸儀式は、2年1月23日の「期日奉告の儀」に始まり、12月6日の「即位の礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀」まで1年近くにわたり全国各地で挙行されました。警察庁では、同年1月8日に「即位の礼・大嘗祭に伴う警備警護警備対策委員会」を、警視庁をはじめ全国警察でも警備対策委員会等を設置して各種の対策を推進し



祝賀御列の儀（2年11月、東京）

ました。同年11月12日の「即位礼正殿の儀」には、158か国、国連及びE.C（当時）の元首、祝賀使節（うち元首級66か国、王族、首相級53か国）、国内要人等約2,200人が参列しました。警視庁においては、儀式会場となった皇居及びその周辺や「祝賀御列の儀」の沿道を中心に、全国からの派遣部隊約1万1,000人を含む約3万7,000人の警察官を動員し、1日当たりの動員数としては過去最大の体制で警備警護警備に当たりました。

平成30年版
回顧と展望
警備情勢を顧みて
警察庁